

フランス向け情報発信業務委託仕様書

1 事業の目的及び趣旨

令和6年度に観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に佐渡・新潟エリアとしてモデル観光地に選定され、新潟県や新潟県観光協会とともに高付加価値旅行者の誘客に取り組んでいる。

中でも、フランス市場は、欧州の中で佐渡市への来訪者が最も多く、かつ、知的好奇心や探求心が高いフランス市場において、豊かな自然や歴史、伝統文化など多彩な魅力を発信することで、フランスにおける本市の認知度向上と更なる誘客促進を図る。

2 委託業務の名称

フランス向け情報発信業務

3 委託期間

委託締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託料の上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、委託料には、情報発信・事業報告等、一切の経費を含む。

5 ターゲット

- ・地方での滞在を好む訪日旅行関心層
- ・自然、歴史、伝統文化を好み、知的好奇心や探求心が高い層

6 委託業務の内容

(1) メディアでの情報発信

フランス市場において訴求力のあるメディアを通じて、上記ターゲットに対して本市の魅力的な観光コンテンツの情報発信を行い、認知拡大及び誘客促進を行うこと。

- ・フランス市場の特性を十分に分析し、ターゲット層が佐渡市を来訪したくなるような情報発信となるよう、テーマや媒体、手法、発信のタイミングなどの全体概要が確認できる資料を提案すること。
- ・取材を必須とはしないが、メディアでの効果的な情報発信に繋がるよう、メディアへ適切な情報提供を行うこと。なお、取材を行う場合は、取材許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、取材に係る関係機関との一切の調整は受託者が行うこととする。
- ・情報発信に使用する素材は、佐渡市が所有するものについては、提供可能とするが、不足するものは受託者で手配すること。

(2) 旅行会社・メディア向け観光セミナー

佐渡市の魅力を発信し、今後のメディア掲載や旅行商品造成へ繋がるよう、効果的なプロモーションの機会としてセミナーを実施すること。

- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・参加者は現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等を想定し、参加者の募集、調整等の全体管理を行うこと。
- ・イベント開催について情報発信を積極的に行い、集客に努めること。
- ・イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- ・プレゼンテーション資料は、フランス語で受託者にて制作することとし、内容については佐渡市と協議のうえ、決定すること。
- ・セミナー開催後、委託期間内において、セミナー参加者に対して、電話やメール等による継続的なフォローアップをすること。
- ・現地開催やオンライン開催などの開催方式は問わない。

(3) 自由提案

本仕様書に定める業務内容に加え、事業予算内で独自の自由提案を行うことができる。本業務の趣旨を踏まえて、フランス市場における本市の認知度向上、本市への誘客促進に向けた効果を最大化させるために有効な取組を提案し、具体的に記載すること。

7 留意事項等

本業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、佐渡市が使用する場合は、原則、無期限及び無償で二次利用可能なものとするが、その性質上、利用が困難と認められない場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

8 効果測定の設定

下記項目を KPI（成果指標）として設定し提案すること。

(1) メディアでの情報発信

ア アウトプット

提案内容に合わせて、適切な KPI を提案すること。

イ アウトカム

フランス現地メディア掲載数：提案により設定

(2) 旅行会社・メディア向け観光セミナー

ア アウトプット

提案内容に合わせて、適切な KPI を提案すること。

イ アウトカム

セミナー参加者数：提案により設定

(3) 自由提案

6 (3)における自由提案内容に合わせて、適切な KPI を提案すること。

9 成果物の提出

(1) 納入期限

本業務の実施内容、メディア掲載結果、課題、提言等を整理した事業報告書（A 4）を以下の期限までに納入すること。

期限：令和 9 年 3 月 19 日（金）

(2) 納入場所

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課

(3) 納入方法

電子メールで納入すること。

※PDF ファイルで納入すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせて、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

10 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

11 その他

- (1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。
- (2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び佐渡市個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は全て委託者に帰属する。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、佐渡市と受託者が協議の上、決定する。